

## 江東区剣道連盟大会開催における

### コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針と大会ガイドライン（2023年12月版）

#### 参考

日本スポーツマスターズによる新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針

全日本剣道連盟：主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン 令和5年7月12日

稽古に関する感染予防ガイドライン 令和5年6月2日

東京都剣道連盟：大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

面マスクの着用について 令和5年3月10日

#### 1. 本方針の目的

本方針の目的は『将来へ剣道を続けること』、『剣道大会開催が新型コロナウイルス感染拡大を誘発させないこと』にある。新型コロナウイルス感染症は、全く収束したわけではないが、日本政府も、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置づけを2類から5類に引き下げるなど、収束の方向に向いている。2023年12月現在、第9波が収束し、インフルエンザや他のウイルスの感染が広がっているが、その中で新型コロナにおいても新たな変異株の感染拡大の兆候があり、注意を払う必要がある。剣道の稽古・試合では飛沫を発するので、今後もガイドラインに沿って行われるように努める方針である。主催者、参加者には、江東区や東京に限らず全国の感染状況を注視するとともに、自治体方針、各種目別ガイドラインに則り、大会開催の条件として新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ、可能な限り感染リスクを軽減するよう努める責務がある。

以下、それぞれの立場で求められ事を挙げる。

主催者：参加者に対し、新型コロナウイルス感染防止対策に関する教育・啓発・情報提供（本方針の周知、感染拡大や差別・偏見を生まないための理解の促進）、参加者に対する参加可否の助言

参加者：大会参加時の行動における感染防止対策、大会参加にあたり不安がある場合は参加を自粛する

#### 2. ガイドライン

##### 【大会を開催するにあたって】

（1）江剣連は、政府・行政・各自治体の方針に基づき、剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。

（2）江剣連は、開催場所が所在する都道府県等自治体及び大会会場となる施設の方針を遵守するものとする。また、自治体や施設には感染対策について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。

（3）江剣連は、感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。

（4）江剣連は、今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時、本

ガイドラインの見直しを行う。

(5) 江剣連は、本ガイドラインの内容について、選手、関係者全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、本大会の運営に関係するすべての関係者にも、理解と協力を要請する。(関係者とは出場選手付添い・出場選手関係者・審判員・役員・係員・都道府県剣道連盟関係者・全日本剣道連盟職員のことをいう。) 関係者の家族、近親者にも、本ガイドラインの趣旨の徹底について、理解と協力を求める。

(6) 選手並びに関係者は、大会ガイドラインを遵守し、安全な大会の運営に協力する。

(7) 大会スケジュールを策定するにあたっては、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。

(8) 観戦者を入場させる場合は、人数制限等施設側の方針に従う。また、観客席を密にならないような施策を講じ、施設側の人数制限以内の自主的人数制限を設けることも検討する

(9) 本大会では、観戦者は選手1名に対し1名とし、あらかじめ大会申込書で明記することを求める。

#### 【大会出場及び運営にあたって】

##### 1. 大会への出場・参加について

(1) 以下に該当する者は出場（関係者は参加）できない。

①基礎疾患のある者 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。

これらの者が理由あって出場（参加）する場合は、主治医の承認を得るものとする。

②発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）。

③咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。

④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

(2) 観戦者に対しても、上記（1）を遵守するようあらかじめ協力を求める。

2. 日常生活における感染予防 選手・大会に参加する関係者へは、ワクチンの接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

(1) 3 密（密集・密閉・密接）を避ける。

(2) マスク着用や手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を自己判断で励行する。

①選手・関係者は、必要に応じてマスクを着用し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と人への感染を避ける。

②外出先から帰宅した際は、入室後すぐに洗顔・手洗い・うがいを念入りに行う。

(3) 移動時には、乗り物等の窓を開けて換気する。

(4) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。マイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。

(5) 健康な体を維持するため、規則正しい生活を送る。

(6) 複数での飲食の際には、距離を置くとともに通風・換気に気をつける。

(7) 体温と体調の管理、記録について

政府の新型コロナウイルス感染症対策の改定による「イベント開催等における感染防止安全計画等について」に基づき、江東区剣道連盟による大会に対する感染対策の見直しを行った。選手、大会関係者及び観戦者を含めた入場者は、大会前後の健康観察を個人の責任に基づいて行う。そして発熱等の症状がある者の参加は自粛を求める。

(8) 選手・大会に参加する関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤(通学) 見合わせ・早退・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

### 3. 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

#### (1) 発熱した場合

##### ①体温が 37.5 度以上の場合

選手、大会に参加する関係者(以下同じ)は、起床時の検温で 37.5 度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、医師の判断を仰ぐ。

##### ②37.0 度以上の体温が 2 日間続いた場合

起床時、もしくは就寝時の検温で、37.0 度から 37.4 度が 2 日連続で続いた場合も、上記と同様にする。

##### ③他の病気が明らかな場合

37.0 度以上であって、既往歴等より他の病気の可能性が高い場合は、まず掛かりつけの病院を受診し、発熱の原因が明確な場合は、医師の判断を仰ぐ。

(3) オミクロン株の流行が 1 年半以上続き、発熱症状がはっきりしない新型コロナウイルス感染症を認めている。個人で新型コロナウイルスへの感染を疑う場合には、自己の判断で必要に応じて自主検査を行い、療養することを勧める。

### 4. 大会開催時の主催者による感染予防対策(大会前日を含む)

#### (1) 選手・関係者の入場・受付

①選手・関係者に、大会参加及び会場入場に当たって、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。

②入場者には必ずマスクを着用させる。

③会場入口にて検温を実施し 37.5 度以上あるものは入場させない。

④会場入口に消毒液を設置し、入場時に消毒を徹底させる。

⑤入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、選手並びに関係者や観戦者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

(2) 大会会場の換気および空調の対策

- ①ドアは可能な限り開放し風通しを確保する。
- ②外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、換気扇や送風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。

(3) 更衣室・待機場所ほか控室・トイレなどの環境整備

- ①更衣室・控室はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるようにする。
- ②更衣室・控室は、できるだけ向かい合う2つのドアや窓を開け、風通しを確保する。
- ③トイレには消毒液・ペーパータオルを設置する。
- ④待機場所では、選手がフィジカル・ディスタンスを保てるよう座席の間隔をとり、かつ選手の座席を指定する。
- ⑤選手・関係者は、会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- ⑥手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液等を配置する。
- ⑦観覧席及び更衣室利用にあたっては、施設側の利用制限措置に従う。
- ⑧選手、観戦者は食事を会場内ではできない。水分補給は可能である。
- ⑨選手が面を着脱する際の畳は、当該選手が面を取り外した後、毎回消毒する。
- ⑩マイクは、使用する度に毎回消毒する

(4) 打ち合わせ

- ①審判打ち合わせの際は審判の席を指定する。
- ②その他会議や打ち合わせ
  - (ア) 参加者全員のマスク着用を徹底する。
  - (イ) できる限り風通しのよい場所で、窓やドアの開放および扇風機 の併用により換気を確保し、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離 (1メートル以上) に十分に配慮するとともに、終了後の清掃と消毒を徹底する。

5. その他の注意

- (1) 時間に余裕を持って行動するように求める。
- (2) 係員は選手と必要以上に接触しないようにさせる。
- (3) 役員・審判員・係員はマスクを着用する。(フェイスシールドの着用義務はなし)
- (4) 備品の共有は行わない。
- (5) やむを得ず備品を共有する場合は、消毒して使用する。

【大会時の選手(付添い含む)の心得】

## 1. 大会当日の注意

- (1) 起床時、体温測定（起床時）と次の体調確認を行う。咽頭痛、咳、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)
- (2) 施設に入場後、受付を行い、指定された場所に移動し、待機する。
- (3) 更衣室は更衣のみとし、密を避けるために更衣が終わったら速やかに退出する。
- (4) 待機場所
  - ①試合時以外は指定された場所にて待機する。
  - ②基本的には試合場との移動のみとし、不必要に動かない。
- (5) 面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。試合時には面マスク、それ以外（開閉会式中、試合開始までの待機中等）は家庭用 マスクの着用を前提としている。試合時以外でも面マスクを着用 する予定の選手は、面マスクのみの持参で可とする。
- (6) 会場内では、決められた導線のみを通行する。
- (7) 必要以上に他人と接触しない。
- (8) 時間に余裕を持って行動する。

## 2. 試合中の注意：本大会では面マスクもしくはマウスシールドの着用をすることを大会実行委員会にて定めた

- (1) 面マスク、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとし、持病等により鼻を出す必要がある場合は申請をすること。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない）

## 3. 観戦者への注意

- (1) 観戦者に、会場内で常時マスクを着用するよう協力を求める。
- (2) 声援は、飛沫感染や濃厚接触の恐れがあるため、禁止する。

### 【暫定的な試合・審判の方法】

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。
- (2) 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
- (3) 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行ない、副審は試合開始線の外側を通り定位置まで進む。
- (4) 合議は 1メートル以上の間隔を空けて行う。
- (5) 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。
- (6) 審判員は、試合時マスク（白色）を着用する。また、各自の審判旗を持参して使用する。各試合会場の審判員控席にアルコール消毒液等を設置し、手指消毒を行う。

### 【大会終了後について】

1. 大会に参加した選手・関係者が罹患と診断された場合の報告と対応

(1) 大会終了後、1週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応し、江剣連事務局へ至急連絡する。

江東区剣道連盟 足立至弘

メールアドレス [kanx2\\_akashiya@ybb.ne.jp](mailto:kanx2_akashiya@ybb.ne.jp)

〒135-0048 江東区門前仲町 2-7-8 携帯 090-3574-4881

(2) 江剣連は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。